

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第10号 発行日：平成27年4月6日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

「私は、何も知らずに、 汚染された魚を売り続けました。」

2月27日熊本訴訟第9回期日 村上文枝さん意見陳述

2月27日、熊本訴訟第9回口頭弁論が、開かれました。原告側からは水俣病の病像・疫学に関する準備書面を陳述しました。

被告国・県は、水俣病特措法の結果の開示について、引き続き検討する旨を述べました。

また、第7陣原告の村上文枝さんが意見陳述しました。村上さんは、嫁ぎ先の商店で、水俣から運ばれてくる魚を汚染されていると知らずに売っていたそうです。村上さんは長年水俣病の症状で苦しんできましたが、原因不明の奇病としか診断されず、検診で水俣病と診断されたときにはかえって安心したものの、まだ有効な治療法がないことを知り、再び絶望的な気持ちになったそうです。



近畿訴訟第2陣18名が提訴

3月31日、大阪地方裁判所で近畿訴訟の第2陣提訴が行われました。新たに原告に加わったのは、大阪、愛知、岐阜在住、40代から70代まで、男性7人女性11人の18名です。これで近畿訴訟の原告団は合計37名になりました。

第2陣原告の平均年齢は63.1歳、特措法のいわゆる対象地域外の方が9名、特措法に申請し非該当とされた方が12名、申請していない方が6名です。

提訴後、大阪弁護士会館で集会が行われ、提訴活動に参加された第2陣原告14名、第1陣原告6名の方全員が挨拶し、それぞれに現在も救済されない苦しさや不合理さを訴えました。

近畿訴訟第2回口頭弁論期日は、6月10日午後2時から、大阪地方裁判所の大法廷で行われます。



～原告村上文江さんの意見陳述（要旨）～

原告の村上文枝といいます。昭和5年2月に生まれました。昭和24年に結婚した後、布計の嫁ぎ先である村上商店を手伝いました。布計は山奥の集落で、旧国鉄山野線の水俣駅から5つ目に薩摩布計という駅がありました。昭和25年ころは185戸の住人がいました。村上商店では、酒、塩、タバコや雑貨、魚などを販売していました。魚は、義父が水俣の丸島港から魚を仕入れてきたり、行商人さんから買ったりしていました。行商人さんたちは、毎日、旧国鉄山野線に乗って、水俣でとれた魚をたくさん売りに来ていました。村上商店は、布計地区で唯一の商店だったので、集落の人たちも魚を買いに来ました。布計には肉屋がなかったので、魚は食生活には欠かせず、大切な食材でした。売れ残った魚は家で食べました。39歳ころから段々病気がちになりました。足全体のしびれがひどく、歩くことがつらくなりました。トイレに這って行くことも、途中で動けなくなることもありました。病院に行っても、原因は分からず「奇病」と言われました。不安な気持ちのまま、45年もの年月を過ごしました。平成24年4月、布計地区の集団検診を受けて水俣病と診断されました。まさか自分が水俣病などとは思ってもみませんでした。驚きましたが、初めて病名が分かって、私はやっと安心しました。しかし、有効な治療法はまだないことを知り、再び絶望的な気持ちになりました。私は、何も知らずに、汚染された魚を売り続け、結果として布計地区の皆さんの健康を損なう手助けをしてしまいました。このことが悔やまれてなりません。申し訳ない気持ちでいっぱいです。被害者の多くは高齢です。私たちに残された年月は長くありません。生きている間にきちんと補償してください。

近畿訴訟の進行協議期日が 開催されました

近畿訴訟では、3月26日に進行協議期日が開催されました。今後は、4ヶ月に一度のペースで口頭弁論と進行協議の期日を、その合間に2ヶ月おきのペースで進行協議期日をいれて、訴訟をすすめていくとのことでした。

【今後の予定】

- 4月24日 熊本訴訟第11回弁論
- 4月30日 熊本訴訟第8陣提訴
- 5月22日 東京訴訟第2回弁論
- 6月10日 近畿訴訟第2回弁論
- 7月 3日 熊本訴訟第12回弁論

とある弁護団員のヒトリゴト

私はヒトリゴトが得意です。意味もなく「疲れた」「馬鹿だ」「なにやってんだ」などとネガティブな発言をするので、家族や事務員から気味悪がられています。

ところで、棋士と呼ばれる人の中でも、囲碁のプロは対局中ヒトリゴトを言う(ぼやく)人が多いのに対し、将棋のプロはあまり言わないそうですね。でも、将棋のプロが趣味で囲碁を打つと、やっぱりぼやくのだからか。

そうか、私のヒトリゴトは趣味の囲碁のせいなのか、それなら仕方ない、これからも大声でヒトリゴトを言うぞ、というのでは迷惑ですか？そうですか。

ハイ。ワカリマシタ。なるべく気をつけます。

(熊本弁護団・大原誠司)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。

また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。

すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本市中央区京町1丁目12番2号京町会館2階

熊本共同法律事務所内(担当 永野)

電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索